

令和元年9月4日

函南町長様
函南町農業委員会会長様

ダイヤランド区長 吉原英文



営農型太陽光発電設備設置工事に係る同意(承諾)の撤回について(通知)

平成29年9月14日付けで下記1の対象事業の所在とする有限会社シーサイドハウジングと稲村浩宜氏(以下、「事業者」という。)の施行する営農型太陽光発電設備設置工事(以下、「当該事業」という。)に対して表明しました同意(承諾)について、下記2の理由により撤回することを通知させていただきます。

併せて、「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業の調査に関する条例」(以下「条例」という。)附則2に基づき、事業者に対し条例第9条第1項の届出を出すよう求めた上で、当該事業区域の土中に産業廃棄物の不法投棄が存在することを前提とした再審査を行うよう要請します。

下記1：対象事業の所在 田方郡函南町平井字南谷下 1740-204
田方郡函南町平井字南谷下 1740-205
田方郡函南町平井字南谷下 1740-206
田方郡函南町平井字南谷下 1740-207
田方郡函南町平井字南谷下 1740-208
田方郡函南町平井字南谷下 1740-209
田方郡函南町平井字南谷下 1740-210
田方郡函南町平井字南谷下 1740-187
田方郡函南町平井字南谷下 1740-610

下記2：撤回理由

令和元年7月26日に貴町都市計画課にご報告申し上げたように、令和元年5月に当該事業の区域土中に産業廃棄物の不法投棄が存在するとの情報がダイヤランド区に寄せられています。

この情報を踏まえ、ダイヤランド区は事業者に対し、別紙により、静岡県及び函南町の指導に従い、不法投棄された産業廃棄物の内容及び投棄量を適正に調査し適切な対応策を提示すること等を要求しています。

については、当該事業地区の土中に不法投棄された産業廃棄物の内容及び投棄量によっては当該事業の実施により周辺及び下流地域に重大な影響がある可能性があることから、この情報の得られていなかった平成29年9月14日になされた同意(承諾)は撤回させて頂き、事業者から調査結果及び対応策が提示された段階で再度判断することに致しました。

以上